

水門陸閘操作者向け傷害保険のご案内

水門陸閘操作者向け傷害保険では、水門陸閘等の操作に従事される皆様の万が一の事故について補償いたします。

天災による事故についても補償いたします。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについても補償いたします。（天災危険補償特約セット）

例）水門陸閘操作中に地震によって発生した津波に巻き込まれた。



1日あたりの最高稼働人数をもとに、保険料を算出いたします。

ご契約の保険料は、ご契約者となる自治体等が委託をしている水門陸閘操作者のうち、1日あたりの最高稼働人数（1日の中で、業務に従事する人数が最も多い時点の人数）をもとに算出いたします。（準記名式契約（一部付保）特約セット）

保険金は被保険者の方に直接お支払いたします。

水門陸閘操作者向け傷害保険でお支払する保険金は、県や市町村等の自治体を介さず、直接被保険者の方（この保険で補償対象となる水門陸閘操作者の方）にお支払いたします。

【お申し込みの流れ】

- ①裏面の見積依頼書を取扱代理店（ポート・サービス・ネット）へFAX等にて送付
- ②ポート・サービス・ネットより、お客様へお見積書をFAX等にてご案内
- ③申し込みを希望する場合、申込書類等一式をお客様へご案内
- ④お客様より、申込書類等一式をポート・サービス・ネットへ郵送および保険料を振込
- ⑤保険始期日より補償を開始

◆「水門陸閘操作者向け傷害保険」は、港湾海岸防災協議会会員向けの天災危険補償特約付団体総合生活補償保険（標準型）を総称したプラン名です。

◆このチラシは、団体総合生活補償保険（標準型）の特徴を説明したものです。詳細は、パンフレット・提案書をご覧ください。

<取扱代理店>

有限会社ポート・サービス・ネット
〒102-0083
東京都千代田区麹町1-6-2
TEL:03-5212-7151 FAX:03-5212-7155

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社
公務部 営業第三課
〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-6681 FAX:03-3259-7213

水門陸閘操作者向け傷害保険 見積依頼書

下記のとおり、水門陸閘操作者向け傷害保険の見積を依頼します。

依頼者名	フリガナ		
住所	フリガナ 〒		
ご担当者		部署・役職	
TEL		FAX	

保険期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日まで
------	----	---	---	---	----	----	---	---	-----

【下記項目にご回答ください。】

◎下表に数値・内容をご記入ください。

①水門陸閘の操作者総数		人
②上記①における最高稼働人数※		人
③水門陸閘操作に関する前年度の活動日数		日

※最高稼働人数とは「1日の中で、業務に従事する人数(補償対象者)が最も多い時点の人数」のことを指します。

◎ご希望の補償額をご選択ください。

<p>ご希望の死亡・後遺障害保険金額をご選択ください。 (水門陸閘操作に従事する間における「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った身体傷害(死亡・または後遺障害※)について、保険金をお支払いたします。)</p>
<p>500万円 1,000万円 2,000万円 3,000万円 その他 ()</p>

※後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いたします。

【お問い合わせ先】

有限会社ポート・サービス・ネット

TEL: 03-5212-7151

FAX: 03-5212-7155